

寝屋川市グランマイスター倶楽部事業（無料職業紹介事業）個人情報適正管理規程

- 1 寝屋川市グランマイスター倶楽部事業(無料職業紹介事業)の実施において、個人情報を取り扱う職員（以下「取扱者」という。）の範囲は、福祉部高齢介護室内の職員及びこども部保育課内の職員とし、個人情報取扱責任者は、職業安定法第 32 条の 14 に規定された職業紹介責任者（以下「職業紹介責任者」という。）とする。
- 2 職業紹介責任者は、取扱者に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示または訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る苦情の申し出が本人からあった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切に処理することとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。
- 5 個人情報の取扱いについては、本規定に定めるもののほか、寝屋川市個人情報保護条例を遵守のもと、適正に行うこととする。

令和 8 年 6 月 1 日

寝屋川市 福祉部高齢介護室
こども部保育課